

10. 情報・通信分野

<p>情報・通信(1)</p>	<p>電気通信事業者と外国政府等との協定等の認可制の廃止</p>
<p>規制の現状</p>	<p>第一種電気通信事業者および特別第二種電気通信事業者(* 改正法では、電気通信事業者)は、外国政府または外国人もしくは外国法人との間に電気通信業務に関する協定または契約等を締結等する場合、総務大臣の認可を受けなければならない。</p>
<p>要望内容</p>	<p>規制改革推進3か年計画(再改定)[平成15年3月28日閣議決定]では、「総務大臣の認可の対象となる事項の範囲の見直しについて検討する(平成15年度検討・結論)」となっているが、認可対象範囲の見直しに止まらず、認可制そのものを廃止すべきである。</p>
<p>要望理由</p>	<p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成15年8月11日 総合規制改革会議)では、わが国の利用者の利益にも影響を与えることから認可制を維持することとされているが、そもそも事業者は、利用者の利益、ひいては自らの利益が見込めない契約は締結しないはずであり、また、規制対象外となっている音声伝送役務以外の外国政府等との協定等について、特段の問題も発生していないことから、認可制を廃止して事業者の自主判断に委ねても支障はないと考える。</p>
<p>根拠法令等</p>	<p>電気通信事業法第40条 電気通信事業法施行規則第26条、27条</p>
<p>制度の所管官庁 及び担当課</p>	<p>総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課、データ通信課</p>

情報・通信(2)	IRU(Indefeasible right of user:破棄し得ない使用权)方式による芯線貸しに関する道路占用目的変更規制の緩和
規制の現状	道路占用許可を受けた管路の所有者が、その所有する既設の電線の一部を他の事業者に譲渡し(IRU方式により他の事業者が芯線の一部を使用させる場合も含む)、他の事業者がそれを使用する場合、占用目的の適否を判断する必要があることから、管路の所有者は、当該管路について占用目的の変更許可を申請しなければならない。
要望内容	管路の所有者が、IRU方式によって電気通信事業者に芯線の一部を貸し出す場合、占用目的変更許可を不要とすべきである。
要望理由	<p>管路の所有者が、道路管理者から占用目的変更許可を得るまでの間、芯線を借り受ける側は使用することができないため、円滑なインフラ整備、サービス提供が妨げられている。</p> <p>「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況(平成14年度版)」(平成15年5月 総合規制改革会議)においては、「既設の電線の一部をIRU契約によって他の事業者を使用させようとする場合には、当該設備が引き続き義務占用物件に該当するものであるといえるか、誰がどのように使用し、管理するのか、事後の監督処分との関係において支障を生じることがないかについて、その都度、道路管理者において判断されるべきものであり、措置困難」とされている。しかしながら、IRUベースでの芯線貸し出しの場合は、新たに回線を増設するわけでも、占用物件の外観が変わるわけでもないこと、一次占用者は、二次占用させることにより問題が生じないと判断した場合に、二次占用者と契約を交わしていることから、事業者に大きな負担を課してまで、道路管理者が占用の適否を事前に判断する必要性は認められない。仮に義務占用物件に該当するかなどの確認が必要であるとしても、事後届出で十分であると考えられる。そうすることは、ネットワークインフラの形成推進につながり、e-Japan戦略の遂行にも寄与する。</p>
根拠法令等	<p>道路法第32条</p> <p>「電気通信設備等の共同収容のうち占用の許可を受けた管路の所有者等が当該許可に基づく権利及び義務の範囲内で行う他の電気通信事業者等の電気通信設備等の設置に係る取扱いについて」平成11年3月31日建設省道路局路政課長通達</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省道路局路政課

情報・通信(3)	周波数利用目的の緩和
規制の現状	無線局の免許を受けるにあたり、周波数の利用目的が通信、放送のいずれかに限定されている。そのため、割当てられた周波数が放送目的の場合は、通信に利用できない。
要望内容	周波数を通信・放送のいずれの用途でも利用できるようにすべきである。
要望理由	<p>有限・希少な電波は、今後、ユビキタスネットワーク社会を実現する上で、最も重要な資源の一つに位置付けられており、有効利用を図る必要がある。</p> <p>現行制度では、利用目的が限定されているため、技術革新や利用者ニーズに柔軟に対応したサービス提供ができないが、規制が緩和されれば、深夜など放送波を使用していない時間帯に、有線を敷くことができない地域へ放送波を使って情報配信サービスが可能となるなど、多様な用途やビジネスへの活用など、有効活用が図られ、経済活性化に資すると考えられる。</p>
根拠法令等	電波法第6条
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部

情報・通信(4)	2400MHz帯小電力データ通信システムのスペクトル拡散率の緩和[新規]
規制の現状	2471～2497MHzの周波数を使用する小電力データ通信システムの無線局におけるスペクトル拡散率は10以上とされている。
要望内容	2400MHz帯小電力データ通信システムにおけるスペクトル拡散率を高度小電力データ通信システムと同様の基準(5以上)とすべきである。
要望理由	小電力データ通信システムにおいても、高度小電力データ通信システムと同様のスペクトル拡散率が認められれば、現在の通信品質を確保したまま通信速度を上げることができるとともに、高度小電力データ通信システムの13チャンネルと小電力データ通信システムの1チャンネルを加えた14のチャンネルを活用することができ、利用者の利便性が向上する。また、小電力データ通信システムの帯域は電子レンジなど他の機器の影響を受けにくいことから、混信の低減にも資すると考えられる。
根拠法令等	無線設備規則第49条の20
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部

情報・通信(5)	微弱無線局の電界強度の緩和【新規】
規制の現状	<p>微弱無線局は、322MHz以下の帯域においては、当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度が、500 $\mu\text{V}/\text{m}$以下でなければならない。同様に、322MHzを超え10GHz以下の帯域では、35 $\mu\text{V}/\text{m}$以下とされている。</p>
要望内容	<p>用途や周波数に応じて、微弱無線の3メートルの距離における電界強度の柔軟な運用を認めるべきである。</p> <p>とりわけ、車載キーレスエントリーやタイヤ空気圧モニタなどに代表される車載微弱通信機器(312MHz帯)の電界強度については、5秒程度の短時間であれば、米国並みの許容値での使用を可能とすべきである。</p>
要望理由	<p>一律に500 $\mu\text{V}/\text{m}$以下とするのではなく、用途や送信時間などに応じて柔軟な利用を認めることにより、様々なアプリケーションの搭載などが可能となり、利用者の利便性が向上する。</p> <p>例えば、322MHz以下の帯域において電界強度が緩和された場合、他のシステムからの干渉を受けずに、情報量を増やすことが可能となる。これにより、車載キーレスエントリーでは、スムーズな開閉やセキュリティ面での向上を図れるとともに、タイヤ空気圧モニタでは、通信精度の向上につながる。また、米国と仕様を共通化することにより、スケールメリットが発揮され、コストも削減できる。なお、米国では、5秒程度の送信時間内であれば、6014 $\mu\text{V}/\text{m}$まで認められているが、これにより特段大きな支障は生じていない。</p> <p>また、322MHz～10GHzでは許容値がとくに低く設定されているため、新製品開発に際してコスト上昇要因となっている。</p>
根拠法令等	電波法施行規則第6条
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部

情報・通信(6)	高周波利用設備の設置許可基準の緩和[新規]
規制の現状	無線通信に妨害を与える恐れのある一定の周波数または電力を使用する高周波利用設備を設置する者は、総務大臣の許可を受けなければならない。設置場所等を変更する場合にも、同様に許可が必要である。
要望内容	許可を要しない高周波出力値を5キロワット程度まで引き上げるべきである。
要望理由	他の通信への妨害の有無を審査する必要があるため、許可が必要とされているが、例えば超音波設備で通信出力が5kw以下の場合、他の通信を妨害するとは考えにくい。 許可対象となった場合、同一敷地内での設置場所変更であっても、逐一手続きが必要となるため、企業にとって負担が大きい。
根拠法令等	電波法第100条
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部

情報・通信(7)	無線局の免許申請手続の緩和【新規】
規制の現状	<p>法人が無線局の免許を申請する場合、申請者はその法人の代表者であり、申請書には代表者印の押印が必要(あるいは自筆で氏名を記入)であるが、委任状または法人の組織規程等、当該委任関係を示した書類が提出されていれば、代表者の印や署名を必要とせずに、代理申請が認められている。</p>
要望内容	<p>法人の代表者から委任を受けて事業所長などが代理人となって免許申請する際、委任関係を示した組織規程等を提出する場合は、法人の代表者印や署名は不要である旨を明確にするとともに、各地方総合通信局にその点を徹底すべきである。</p>
要望理由	<p>上記の申請手続が徹底されれば、利用者ニーズに迅速に対応したサービスや製品の提供が可能となる。 なお、企業においては、急激な技術革新やグローバルな競争に対応すべく、迅速な意思決定が可能となるよう、現場レベルに権限を委譲しており、こうした流れにも沿ったものとなる。</p>
根拠法令等	無線免許手続規則第3条、別表第1号の2
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部

情報・通信(8)	委託放送事業の認定に係る指定要件の緩和[新規]
規制の現状	委託放送業務の認定は、委託して行わせる放送の種類ごとに周波数を指定して行われる。
要望内容	委託して行なわせる放送の種類ごとに周波数を指定するのではなく、利用可能な周波数の範囲内で柔軟にチャンネル編成ができるようにすべきである。
要望理由	利用可能な周波数の範囲内で、放送の種類に応じてチャンネル数を増減できれば、利用者のニーズに柔軟に対応した、きめ細かい情報伝送が可能となり、委託放送事業者の創意工夫が発揮されるとともに、利用者利益の向上に資する。
根拠法令等	放送法第52条の14
制度の所管官庁及び担当課	総務省情報通信政策局衛星放送課

情報・通信(9)	東経110度CSへの電気通信役務利用放送法の適用
規制の現状	東経110度を軌道位置とするCSを利用した放送には、電気通信役務利用放送法が適用されていない。
要望内容	東経110度CSに電気通信役務利用放送法を適用すべきである。
要望理由	<p>現行の受委託放送制度では、衛星中継器を通信用、放送用に分け、委託放送事業者の認定にあたって放送用の特定の周波数を総務大臣が指定するため、新たな周波数で放送を開始しようとすると、手続に時間を要する。</p> <p>外資規制もなく、マスメディア集中排除原則に基づく規律も緩い電気通信役務利用放送法が適用され、より自由な参入が可能となれば、競争が促進され、魅力あるコンテンツの提供、ひいては衛星放送市場全体の拡大につながることを期待される。また、事業者の利用ニーズに応じて、通信、放送用の周波数を柔軟に利用できることから、周波数の有効利用につながる。</p> <p>「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成15年8月11日 総合規制改革会議)においては、「現状においては、東経110度CSデジタル放送に使用し得る全ての中継器について、放送法に基づく認定が行われ、中継器に余裕のない状況にあり、平成16年度までにこの状況に変化がなければ、検討は困難と考えられる」とされている。制度適用の前提が整っていないという説明であるが、110度CSに電気通信役務利用放送法を適用する方針が明らかにされれば、前提にも変化が生じる可能性がある。また、中継器に余裕がないという点も、左旋偏波を放送用に利用することで対応可能である。</p> <p>なお、視聴者が増えるほど、制度変更が困難になると想定されることから、早急に電気通信役務利用放送法を適用する必要がある。</p>
根拠法令等	電気通信役務利用放送法施行規則第2条
制度の所管官庁及び担当課	総務省情報通信政策局衛星放送課

情報・通信(10)	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」における放送範囲の明確化
規制の現状	通信・放送の中間領域的な新たなサービスを通信サービス、放送サービスに切り分ける基準は、「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において設定されている。その基準では、送信の相手方が「公衆」すなわち不特定多数であるか否かが重要とされており、送信者と受信者との間の紐帯関係および受信者における属性が強ければ通信、弱ければ放送と判断される。
要望内容	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」において、通信扱いとなるサービスの範囲を明らかにすることによって通信から区分される放送の範囲を明確にする方法ではなく、放送扱いとなるサービスの範囲を明確にする方法により、中間領域的な新たなサービスを通信サービスとして速やかに提供できるようにすべきである。
要望理由	「ガイドライン」では、送信者と受信者の紐帯関係の強さの程度や受信者の属性の強さの程度などといった基準で、放送とは異なるものの範囲を明確にすることによって、通信から区別される放送の範囲を明確にしようとしているが、この方法では新たなサービスを提供するたびに行政の判断を仰がなければならない。顧客に対しても、行政の判断が示されるまで通信サービスとして提供できない。
根拠法令等	「通信衛星を利用した通信・放送の中間領域的な新たなサービスに係る通信と放送の区分に関するガイドライン」
制度の所管官庁及び担当課	総務省情報通信政策局放送政策課

情報・通信(11)	特定小電力機器に係る技術基準適合証明の申請単位の見直し【新規】
規制の現状	小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの(特定無線設備)については、電波法に定める技術基準に適合していることの証明を受けることになっている。特定小電力機器もその一つであり、技術基準適合証明を受けようとする場合、送受信装置に加えて電源装置および制御装置も併せて申請しなければならない。また、電源装置および制御装置を変更した場合は、その変更を申請しなければならない。
要望内容	送受信装置のみの申請を認めるべきである。
要望理由	特定小電力機器として認められた条件の範囲内で電源装置および制御装置を柔軟に変更することができる。
根拠法令等	無線設備規則 第49条の14 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則 第6条の2 「特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第6条の2等の規定に基づく特定無線設備の技術基準適合証明等の簡易な手続」(平成11年3月5日郵政省告示第170号)
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

情報・通信(12)	電気通信端末機器の技術基準適合認証の一部変更範囲の見直し【新規】
規制の現状	設計認証および型式認定を受けた端末機器と重要な部分において異なる構造、機能を有する端末機器の設計について、技術基準適合の認証を受けようとする場合(一部変更認証を受けようとする場合)、手数料が減額される。この場合、「重要な部分において異なる構造、機能を有する端末機器」の範囲は、既に認証等を受けた端末機器と異なってよい部分(一部変更範囲)を端末機器の種類ごとに告示で規定することによって明らかにされている。
要望内容	「回路又はプログラム」の変更(重要な部分の変更は新たな認証の申請が必要)は一部変更の対象となっているが、ごく軽微な変更は一部変更認証を不要とすべきである。
要望理由	例えば、回路に使用している部品の生産中止に伴う代替品への切替えであって、回路の電流、抵抗値等が変わらない場合や、CPU(中央演算処理装置)のクロック数、メモリーの容量等の変更であって、通信機能に影響を与えない場合などについては、一部変更認証を不要とすることにより、速やかに製品をユーザーに提供することができる。
根拠法令等	「認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づく端末機器と異なる部分を定める件」(平成11年3月5日郵政省告示第166号)
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

情報・通信(13)	端末設備の接続の技術的条件の廃止【新規】
規制の現状	電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が総務省令で定める技術基準に適合しない場合などを除き、その請求を拒むことができない。この場合、技術基準には、電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める技術的条件が含まれる。
要望内容	技術的条件を廃止し、既存の技術基準で担保できない条件については、民間の任意規格に委ねるべきである。
要望理由	民間の任意規格に委ねることによって端末設備の円滑な接続が可能となる。
根拠法令等	電気通信事業法第49条(改正後第52条)
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課

情報・通信(14)	電気通信機器の技術基準適合自己確認制度の改善[新規]
規制の現状	<p>端末機器のうち、電気通信回線設備を利用する他の利用者の通信に著しく妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特定端末機器については、その設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は設計に合致することの確認方法等を総務大臣に届け出ることができ、その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。また、特定無線設備(小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの)のうち、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特別特定無線設備については、その工事設計が技術基準に適合することを製造業者等が自ら確認することができる。当該製造業者等は工事設計に合致することの確認方法等を総務大臣に届け出ることができ、その確認方法に従い検査を行い、総務省令で定める検査記録を作成し、保存する義務を履行したときは、総務省令で定める表示を付することができる。</p>
要望内容	届出を不要とすべきである。
要望理由	<p>総務省「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」報告書(平成14年12月16日)では、無線局の簡易な免許手続等の適用の可否の判断や電気通信機器に異常があった際の当該機器の製造業者等の特定などにあたって届出(ファイリング)情報が必要としている。しかしながら、届出を不要としても、例えば、免許申請時に技術基準適合手続を経たか否かを確認すること、また、不適合機器等から製造業者等を特定すること、などは可能であると考えられる。なお、自己確認を行った製造業者等が試験や検査の結果を保存しておくことは当然であるが、それは、あくまで自己責任に基づき行うべきものであると考える。</p>
根拠法令等	電気通信事業法(改正後)第63条、第64条、第65条 電波法(改正後)第38条の33、第38条の34、第38条の35
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

情報・通信(15)	特定無線設備の技術基準適合自己確認制度の適用範囲の拡大【新規】
規制の現状	<p>特定無線設備(小規模な無線局に使用するための無線設備であって、総務省令で定めるもの)のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与える恐れが少ないものとして総務省令で定める特別特定無線設備については、その工事設計が技術基準に適合することを、登録証明機関による審査、認証を経ることなく、製造業者等が自ら確認することができる。</p>
要望内容	<p>特定無線設備全てを自己確認制度の対象とする。仮に自己確認制度の対象から除外する特定無線設備がある場合は、その理由を客観的なデータを基に示すとともに、公正・透明な手続を経て決定すべきである。</p>
要望理由	<p>技術の進歩や市場ニーズの変化に対応するとともに、国際競争力を維持・強化するためには、製造業者等は、製品を速やかに、かつ低コストで市場に投入する必要がある。そのためには、自己確認可能な無線設備の範囲をできる限り拡大する必要がある。</p>
根拠法令等	電波法(改正後)第38条の33
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

情報・通信(16)	電気通信機器の技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務の撤廃【新規】
規制の現状	<p>端末機器について登録認定機関から設計認証を受けた製造業者等は、設計認証に係る確認方法に従い、当該端末機器について検査を行い、総務省令で定めた検査記録を作成し、保存しなければならない。また、特定無線設備について登録証明機関から工事設計認証を受けた製造業者等は、工事設計認証に係る確認方法に従い、当該特定無線設備について検査を行い、総務省令で定めた検査記録を作成し、保存しなければならない。</p>
要望内容	技術基準適合認証に係る検査記録の作成・保存義務を撤廃すべきである。
要望理由	電気通信事業法および電波法の改正前においては、上記のような義務は課されておらず、製品コストの上昇につながる恐れがある。
根拠法令等	電気通信事業法(改正後)第57条 電波法(改正後)第38条の25
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

情報・通信(17)	電子申請等のシステムの標準化【新規】
規制の現状	申請・届出等手続のオンライン化に関する各府省と申請者とのインタフェース等については、複数の手続の受付等について汎用的に利用できるシステムの基本的仕様が定められている。
要望内容	各府省間および地方公共団体間で電子申請等のシステムを統一すべきである。
要望理由	<p>電子申請等のシステムの仕様が行政機関間で異なると、システムを導入する都度、整合性確認、動作検証、企業内システムの変更・増強などのコストが発生する。</p> <p>なお、「e-Japan戦略」(平成15年7月2日IT戦略本部決定)においては、「異なる行政機関が類似のITを導入することによる重複投資を排除し、共通化を図るとともに、行政機関間の枠を超えた集約統合により合理化する。同様の取組みを地方公共団体にも要請する」とされている。「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)においては、「各府省に共通する事項については、整合性・統一性を確保するため、必要に応じ、『申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様』(平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)の見直しを行う」とされている。</p>
根拠法令等	申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様(平成13年8月6日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承)
制度の所管官庁及び担当課	総務省ほか関係府省

情報・通信(18)	電子申請における属性認証の統一的な方策の提示【新規】
規制の現状	法人の従業員等が電子申請を行う場合の役職、所属等の属性認証について統一的な方策が示されていない。
要望内容	法人の従業員等が電子申請を行う場合の属性認証に関する統一的な方策を提示する。その上で、地方公共団体に対する電子申請についても、国と同様の措置が講じられるようにすべきである。
要望理由	<p>書面による申請においては、法人の代表者ではなく、従業員等による手続が行われている場合がある。一方、電子申請においては、代表者以外の申請者の法人における属性を証明できないため、あらゆる手続において代表者の電子署名が必要となり、法人の公印管理部門の負担が大きくなっている。申請内容によっては、必ずしも代表者の電子署名が必要でない手続もあると考えられることから、そのような申請については、代表者の電子署名がなくても申請を行えるようにする必要がある。</p> <p>なお、「電子政府構築計画」(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)では、「電子申請システムについては、代理人が手続を行う場合にも対応できるよう、できる限り早期に所要の措置を講ずる」とされているが、属性認証についても統一的な方策を示すべきである。これに関連して、「『e-Japan重点計画 - 2003』(案)に対する意見及びそれらについての考え方」(平成15年8月8日IT戦略本部資料)では、「属性認証に関する統一的な位置付けについて、利用者やこれを受け取る側のニーズを踏まえつつ、検討を行うことが必要である」とされている。</p>
根拠法令等	
制度の所管官庁及び担当課	総務省ほか関係府省

情報・通信(19)	税務書類の電子保存範囲の拡大
規制の現状	納税地等の所轄税務署長等の承認を得た場合は、税法上保存が義務付けられている帳簿書類の電子保存が認められる。ただし、その対象は、当初から電子計算機を使用して作成されている帳簿書類に限定されている。
要望内容	取引の相手方から紙で受け取る契約書等や手書きの帳簿等についても、スキャナー等を利用した電子保存を認めるべきである。
要望理由	取引の相手方から紙で受け取った契約書等の電子保存を認めることにより、保存コストが削減できるとともに、企業の税務処理関連事務の一層の効率化が可能となる。現在の技術水準においては、電子化された契約書等の真実性を確保することは可能であると考えられる。 なお、「e-Japan重点計画 - 2003」においては、「民間に保存が義務付けられている文書・帳票のうち、電子的な保存が認められていないものについて、2003年度中に、関係府省は電子保存の容認の要件やスケジュール等の対応の方向性を明確化し、内閣官房が取りまとめる」とされている。
根拠法令等	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 第4条
制度の所管官庁及び担当課	財務省主税局税制第三課、国税庁課税部法人課税課

情報・通信(20)	<p style="text-align: center;">税務書類の電子保存のための手続の改善【新規】</p>
規制の現状	<p>帳簿書類の電子保存を行うためには、納税地等の所轄税務署長等に対し、申請書ならびに電子計算機処理システムの概要その他を記載した添付資料を提出し、承認を得なければならない。</p> <p>電子帳簿保存法取扱通達においては、帳簿の作成の実態に応じて事業部もしくは事業所ごとに電子保存の承認を受けることができるとされているが、実際の運用においては、認められないケースも見受けられる。</p>
要望内容	<p>既に承認を受けたシステムにより電子保存を行おうとする場合には、所轄税務署長等に対する届出のみで足りるとするべきである。</p> <p>例えば、承認した複数のシステムを開示し、そのシステムを導入して電子保存を行う場合は、届出のみで足りるとする。</p> <p>電子帳簿保存法取扱通達の趣旨を徹底し、事業部ごとの電子保存を認める。</p>
要望理由	<p>電子保存にあたっては、各社が個別にシステムを開発するケースが多いが、実際にシステムを開発した上で税務署に申請し審査を受けなければ当該システムによる電子保存の可否が確認できない。既に承認を受けた複数のシステムが開示されれば、予見性が高まり、企業にとって利用しやすい制度となる。</p> <p>事業部ごとに電子保存の要否を決定できれば、多角的な事業展開を行なう企業にとって、利用しやすい制度となる。</p>
根拠法令等	<p>電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第4条、第6条 電子帳簿保存法取扱通達4 - 2</p>
制度の所管官庁及び担当課	<p>財務省主税局税制第三課、国税庁課税部法人課税課</p>

情報・通信(21)	固定資産税の納付様式の統一および納付手続等の電子化
規制の現状	<p>固定資産税の納税義務者は、交付された納税通知書、課税明細書に基づき、各事業所等が所在する市町村が定めた納付書により、税金を納付しなければならない。</p> <p>固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年、償却資産課税台帳の登録および当該償却資産の価格の決定に必要な事項を所在地の市町村長に申告しなければならない。</p>
要望内容	<p>固定資産税の納付書の様式を全国的に統一する。また、固定資産税の納税通知書、課税明細書の交付および納付手続を電子化すべきである。</p> <p>償却資産の申告を電子化すべきである。</p>
要望理由	<p>固定資産税は、地方公共団体によって納付書の様式が異なっている場合がある。そのため、全国展開している企業や納付を受け付ける金融機関にとって、事務が煩雑になるとともに、業務の情報化の阻害要因となっている。様式の統一によって、企業、行政双方において、納税事務が簡略化・効率化され、コスト削減と生産性の向上につながることを期待される。電子化に先駆けて、書類様式の統一を早急に行うべきである。</p> <p>これに関連して、全国市長会も、平成15年3月25日付の「電子自治体推進に関する提言」において、「事務事業や手続、業務組織から帳票類に至るまでの徹底的な標準化が必須」とした上で、標準化の作業等にあたって、国の積極的な支援を求めている。</p> <p>なお、「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成15年8月11日総合規制改革会議)によれば、「様式統一については、その必要性及び可否について十分に調査・研究する必要がある、様式統一の実施をするかどうかはその調査等の結果を待って判断することとしたい」とされているが、速やかに検討に着手し、早期に実現することを期待する。また、「規制改革集中受付月間において提出された全国規模の規制改革要望への対応方針について」(平成15年9月19日)によれば、電子納税に関するモデルシステム仕様書を平成15年度中に提示することにより、地方税納付手続の電子化を促進するとされている。</p> <p>納付様式を統一するとともに、固定資産の申告、納税通知書等の交付および納付という一連の手続を電子化することにより、企業、行政双方におけるコスト削減と生産性の向上が期待されるとともに、企業においては固定資産管理の効率化にも資することになる。</p>
根拠法令等	地方税法第362条、第364条、第383条
制度の所管官庁及び担当課	総務省自治税務局企画課

情報・通信(22)	自動車登録事項等の請求・交付の電子化等
規制の現状	<p>何人も、登録事項その他の自動車登録ファイルに記載されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。</p> <p>他方、自動車盗難防止等の観点から、全国の陸運支局において登録事項等証明書等の交付請求者に対し、運転免許証の提示を求める等の方法により、本人確認が実施されている。</p>
要望内容	<p>自動車登録事項等証明書の電子的手段による請求・交付および照会を可能とすべきである。</p> <p>保険加入等の手続として車両登録の確認が必要とされる場合に、電子認証制度等を利用する保険会社等が、契約者(車両所有者)名、登録番号または車体番号で照会を行い確認することで、契約者本人による自動車登録事項等証明書の取得に代える。</p>
要望理由	<p>自動車保険の新規契約、車両入替異動処理等においては、通常、当該車両の登録確認が必要とされている。そのために必要な自動車登録事項等証明書の交付を請求するには、陸運支局の窓口に出向かなければならず、交付請求者にとって負担となっている。また、契約者本人が取得に行く場合、窓口への出頭に手間取りがちであるため、保険会社における手続処理が遅延し、契約・異動の発効までに時間を要するケースも生じている。</p> <p>電子認証制度を利用する請求者、もしくは、あらかじめ登録する請求者による自動車登録事項等証明書の電子的手段による請求・交付を可能とするとともに、契約者(車両所有者)名、登録番号または車体番号について電子認証制度を利用する保険会社から陸運支局にオンラインで照会することで登録の確認に代えられれば、証明書取得に係る負担の軽減とともに迅速な契約が可能となり、保険サービスの向上に繋がると考えられる。</p> <p>なお、『「電子政府構築計画(案)」に対する意見及びそれに対する考え方』(平成15年7月17日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議第4回会合資料)、および『「全国規模での規制改革要望」に対する各省庁からの回答について』(平成15年7月28日総合規制改革会議)では、自動車保有関係手続きのワンストップサービスの運用開始に間に合うように、上記の要望を踏まえ、利便性の向上や個人情報の保護等の観点から検討する旨明記されたところであり、早期実現を期待する。</p>
根拠法令等	<p>道路運送車両法第22条</p> <p>「登録事項等証明書交付請求者及び自動車検査証再交付請求者等に対する本人確認の実施について」(平成13年11月6日 国土交通省自動車交通局技術安全部通達)</p>
制度の所管官庁及び担当課	国土交通省自動車交通局技術安全部管理課

情報・通信(23)	交通事故証明書の申請・交付の電子化
規制の現状	交通事故証明書の交付申請にあたっては、自動車安全運転センターの各都道府県・方面事務所窓口もしくは郵便局の振替窓口申請用紙を提出している。発行された交通事故証明書は、窓口にて即日交付されるか、後日書面にて申請者に郵送されている。
要望内容	書面に加え、電子的手段による申請・交付を可能とすべきである。
要望理由	<p>交通事故証明書の申請・交付については、現在、書面によることとされているため、窓口への申請書の持参、後日発行の証明書の郵送が必要であり、手数および日数(申請1件あたり約10日～20日)がかかっているが、手続の効率化の観点から、電子的手段によることを可能とすべきである。</p> <p>なお、平成14年8月8日に改正された「国の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」において、「交通事故証明書の交付の求め」の電子化については平成15年度に実施方策が提示されることとなっているが、早期に実現すべきである。また、交付については、同アクション・プランにおいて「第三者に対する証明等に使用されるものであり、現物である必要があるので交付はオンライン化困難」とされている。しかし、実際には「第三者」である保険会社が交通事故当事者の代理人として交付申請を行った上で直接取得するケースが多く、保険会社における書面による保管コストも大きいいため、電子的手段による交付も認めるべきである。</p> <p>なお、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)では、電子的手段による交通事故証明書の申請・交付の可否について「15年度に調査・検討し、16年度中に結論」とされているが、できる限り早期に実現すべきである。</p>
根拠法令等	自動車安全運転センター法第29条第1項第3号
制度の所管官庁及び担当課	警察庁交通局交通企画課

情報・通信(24)	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化
規制の現状	<p>貸金業者は、貸付契約等を締結した時および、債権の全部または一部について弁済を受けた時は、所定の事項を記載した書面を債務者等に交付しなければならない。</p> <p>また、貸金業者から貸付け債権を譲り受けた者も、同様の書面を債務者等に交付しなければならない。</p>
要望内容	<p>貸金業者等と債務者・保証人の双方が合意する場合、書面交付の代わりに、電子メール等の電子的手段を用いることを認めるべきである。</p>
要望理由	<p>双方の合意を前提条件とすれば、書面交付の代わりに電子メール等の電子的手段を用いても、債務者・保証人の保護に支障が生じるとは考えにくい。</p> <p>なお、「『全国規模での規制改革要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成15年8月11日総合規制改革会議)においては、「『貸金業規制法及び出資法の改正法附則』において、新貸金業規制法による貸金業制度の在り方については、施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっているので、これに沿って対応して参りたい」とされているが、「事業活動のIT化に係る規制の現状と課題」(平成14年12月9日IT戦略本部資料)においては、「実態調査を踏まえ、電子化の実現可能性について、平成15年度中に検討を行う」とされていたところであり、速やかに検討を行い、電子化を認めるべきである。</p>
根拠法令等	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条
制度の所管官庁及び担当課	金融庁総務企画局信用課

情報・通信(25)	ペティション(申立)制度の導入
規制の現状	<p>いわゆるパブリックコメント手続があるが、それは広く一般に適用される国の行政機関等の意思表示で規制の設定または改廃に関わるものであり、意思表示を公表する主体は、当該行政機関である。</p> <p>なお、請願法では、同法に適合する請願は、官公署においてこれを受理し誠実に処理しなければならないとされている。</p>
要望内容	<p>国民・企業等が、既存の制度・政策等について直接行政に要望でき、これに対し、行政が一定の期間内に回答を公表することを義務づける「ペティション(申立)制度」を導入するべきである。</p>
要望理由	<p>通信市場の環境変化に対応して利用者利益を第一に考えた公正な判断に基づく競争政策が求められており、そのためにもペティション制度を通じて、利用者である国民や企業の意見を吸い上げられる仕組みの整備が必要である。</p> <p>なお、郵政省(当時)の電気通信審議会「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第一次答申」では、「申立制度についても、導入方策を検討する必要がある。手続を定めたガイドラインを整備、公表することが必要である」とされるとともに、情報通信審議会最終答申草案に対する意見に対する審議会の考え方では、「第一次答申以降に導入された新たな制度に追加する形で、さらにペティション制度を導入する必要があるかどうかは、これらの制度(政策評価とそれに対するパブリックコメントの実施等)の有効性を今後見極めた上で検討することが適当である」とされている。</p>
根拠法令等	
制度の所管官庁及び担当課	総務省